

第5次利根町総合振興計画後期基本計画策定方針

1 計画策定の趣旨

本町では、まちづくりの将来像「ともに創ろう みんなが住みたくなるまち とね」の実現に向け、平成30年度に策定された「第5次利根町総合振興計画（とね魅力アップビジョン）」に基づき、諸施策を推進してきたが、令和6年度で「前期基本計画」の計画期間が満了となることから、引き続き、本町のまちづくりを総合的かつ計画的に推進するため、現行の前期基本計画の検証・見直しを行うとともに、令和7年度を初年度とする「第5次利根町総合振興計画後期基本計画（以下「後期基本計画」という。）」を新たに策定するものとする。

また、総合振興計画に位置付ける各施策を、地方創生の推進や戦略的な取組として整理し、令和元年度に策定した「第2期利根町まち・ひと・しごと創生総合戦略（人口ビジョンを包含）（以下「第2期総合戦略」という。）」が令和6年度で計画期間が満了することから、基本計画との整合性を図りつつ、「第3期利根町まち・ひと・しごと創生総合戦略（人口ビジョンを包含）（以下「第3期総合戦略」という。）」を後期基本計画に包含した一体的な計画として策定を行うものとする。

さらに、令和4年12月23日に閣議決定された「デジタル田園都市国家構想総合戦略（2023年度～2027年度）」に基づき、コロナ過やデジタル技術の浸透・進展などを踏まえて、目指すべき地域像を再構築し、国の総合戦略の改定内容を踏まえ、デジタルの力を活用した具体的な地方活性化の取り組むべき施策を盛り込むものとする。

※ 参考 「地方版総合戦略の策定・効果検証のための手引き（抜粋）」

（令和4年12月版 内閣府地方創生推進室）」

6-1 総合計画等と地方版総合戦略との関係

総合計画やDXの推進に関する計画等を見直す際に、見直し後のこれらの計画等が、デジタルの力を活用した地方創生という目的が明確であり、目標や重要業績評価指標（KPI）が設定されるなど、地方版総合戦略としての内容を備えている場合には、これらの計画等と地方版総合戦略を一つのものとして策定することは可能です。

※ 参考 「利根町総合振興計画条例（抜粋）」

（総合振興計画の策定）

第3条 町長は、総合的かつ計画的な町政の運営を図るため、総合振興計画を策定するものとする。

2 町長は、まち・ひと・しごと創生法（平成26年法律第136号）第10条第1項に規定するまち・ひと・しごと創生に関する施策についての基本的な計画と一体的な計画として、総合振興計画を策定するものとする。

2 計画の名称

本計画の名称は、「第5次利根町総合振興計画後期基本計画」とする。

3 計画策定の視点

前期基本計画・第2期総合戦略の進捗状況を把握し課題を把握するとともに、令和3年4月1日に「過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法」が施行され、本町が引き続き、過疎地域に指定されたことによる少子高齢化・人口減少の対策、コロナ過やデジタル技術の浸透・進展など、社会情勢の変化を適切に捉え、まちづくりの将来像の実現と将来にわたって持続可能なまちづくりを着実に推進するため、本計画を策定する。

また、第3期総合戦略を後期基本計画に包含した一体的な計画とすることから、第5次利根町総合振興計画基本構想（以下「基本構想」という。）についても、令和2年国勢調査の結果を踏まえ人口ビジョン（将来人口）、まちづくり基本方針等の見直しを行うものとする。

4 計画の点検・評価

本計画は、行政のすべての取り組みを推進する指針を示す性格を有しており、全体の取り組みの中から優先順位や重点化を行う行政経営の指針として活用することになる。そこで、将来像実現に向けた施策に成果目標を設定し、「計画（Plan）→実施（Do）→点検・評価（Check）→見直し（Action）」という行政評価サイクルの確立に向けた仕組みを取り入れた計画とする。

計画に基づく施策や事業の執行後の点検により成果を評価するとともに、町民にわかりやすく公表し、町民参画も図るなど、説明責任を果たし、限られた財源の中で予算と連動した、より効果的な事業を選択できる実効性のある計画を目指す。

5 計画の構成

利根町総合振興計画条例（以下「総合振興計画条例」という。）第2条の規定により、総合振興計画は、まちづくりの指針となる総合的な計画であり、基本構想、基本計画及び実施計画から構成され、及び総合戦略は、まち・ひと・しごと創生法第10条第1項の規定により定められているものである。

計画名		計画期間	計画の性格
総合振興計画	基本構想	長期計画	町の将来像及び政策の方向性を定める基本的な考え方を示すもの
	基本計画	中期計画	基本構想に基づき実施する施策の目標及び体系を示すもの
	実施計画	短期計画	基本計画に基づき実施する施策の具体的な事業計画を示すもの（ローリング方式により毎年度見直す）
総合戦略		6年間	まち・ひと・しごと創生法に基づき、人口の現状分析を行い、人口ビジョン（将来展望）を示し、その人口ビジョンを踏まえ、地域の実情に応じた今後の目標、基本的方向、具体的な施策をまとめたもの

※ 参考 「地方版総合戦略の策定・効果検証のための手引き（抜粋）」

3-2 地方版総戦略の期間

国の総合戦略の期間は5年間となっていることから、地方版総合戦略の期間も国の総合戦略の期間を勘案して設定するよう努めてください。ただし、地域の実情に応じた期間を設定することも差し支えありません。

6 計画の期間

本計画は、基本構想の計画期間の満了となる令和12年度までの6年間とする。

2019	2020	2021	2022	2023	2024	2025	2026	2027	2028	2029	2030
R 1	R 2	R 3	R 4	R 5	R 6	R 7	R 8	R 9	R 10	R 11	R 12
前期基本計画 (R 1～R 6 : 6年間)						後期基本計画 (R 7～R 12 : 6年間) (後期基本計画と総合戦略を一体化)					
第 1 期		第 2 期総合戦略 (R 2～R 6 : 5年間)									

7 計画の策定体制

(1) 住民の参加体制

- ① 住民アンケート調査の実施
 - ・対象者：15歳以上の住民2,000人（無作為抽出）
 - ・施策ごとの「住民の満足度（評価）」の検証，生活環境・住みやすさ・定住意向・今後のまちづくりの意向などに関することなどを把握し，町民の意向を計画に反映する。
- ② まちづくり住民ワークショップの実施

公募により参加者を募集し，グループ分をして，将来に向けた事業等のアイデアを意見交換して，そのアイデアを考慮して本計画を策定する。
- ③ 中学生ワークショップの実施

中学生を対象に，グループ分をして，町の将来に向けて取り組むべき事業を意見交換して，そのアイデアを考慮して本計画を策定する。
- ④ 住民説明会の実施

本計画案について，住民の意見を把握するため，住民説明会を実施し，その意見等を考慮して本計画を策定する。
- ⑤ パブリックコメントの実施

本計画案について，町民の意見を把握するため，パブリックコメントを実施し，その意見等を考慮して本計画を策定する。

(2) 庁内の調査・策定体制

① 町関係課現況把握調査

関係課から現行の前期基本計画・第2期総合戦略の各施策・事業の進捗状況を調査し、問題点や課題、町民ニーズ等についての現状分析を行い、課題を踏まえた今後の方向性等の把握を行う。

② 町長・教育長ヒアリングの実施

本町の課題、計画の方向性、重点的取り組みなどについて、トップの考え方・意見等を把握し、本計画に反映を行う。

③ 庁内体制

- ・より実効性を高めるため、課長等の職員で構成する「総合振興計画等策定委員会」を組織し、全庁体制のもとに本計画案を作成し、総合振興計画審議会へ報告する。
- ・策定委員会は、計画立案作業にあたり、補助機関として次の専門部会を置く。

- (1) 都市基盤・生活環境部会
- (2) 福祉・保健・医療部会
- (3) 教育・文化部会
- (4) 産業部会
- (5) 町民参画・行政財政部会
- (6) 少子高齢化・移住定住部会

(3) 審議会の設置

総合振興計画条例に基づき、「総合振興計画審議会」を知識経験者、各種団体等、公募による町民で構成した16人以内で組織し、町長の諮問に応じ、本計画の策定に関し必要な調査及び審議し、計画案を町長へ答申する。

(4) 議会での審議・議決

地方版総合戦略は、議会においても、策定段階や効果検証の段階において、十分な審議が行われることが重要であることから、本計画は、第3期総合戦略を後期基本計画に包含した一体的な計画として策定するものであるため、議会においても本計画案を審議する。

また、基本構想の見直しに関しては、総合振興計画条例第12条の規定により議会の議決を得るものとする。

※ 参考 「地方版総合戦略の策定・効果検証のための手引き（抜粋）」

8-1 地方議会による議論

地方版総合戦略については、議会の執行部は車の両輪となっている推進することから重要であることから、各地方公共団体の議会においても、地方版総合戦略の策定段階や効果検証の段階において、十分な審議が行われるようにすることが重要です。

8 計画の策定

第5次利根町総合振興計画後期基本計画策定方針に基づき、現計画の進捗状況を調査し、現況分析を行い今後の方向性等の把握、住民アンケート等による町民の意向、町長・教育長ヒアリングによるトップの考え方・意見等の把握、各専門部会の検討結果などを総合的に勘案し、「第5次利根町総合振興計画後期基本計画（人口ビジョンを包含）（素案）」を作成し、住民説明会・パブリックコメントの結果を踏まえ、内容の補修作業を実施し、「第5次利根町総合振興計画後期基本計画（人口ビジョンを包含）（原案）」として確定する。

第5次利根町総合振興計画の基本構想と後期基本計画の構成イメージは、以下のとおりです。

